

司法試験考査委員の遵守事項

平成19年9月12日司法試験委員会決定

平成22年 9月 8日改正

平成23年11月 9日改正

司法試験考査委員は、秘密の漏えいはもとより、試験の公正さに疑念を抱かせかねない行動をとることのないよう、十分に留意するとともに、以下の事項を遵守する。

- 1 問題作成に従事する考査委員は、その名目いかんを問わず、以下の指導を行わない。
 - ア 任命された日から翌年3月31日までの間における、当該年度末までに法科大学院を修了予定の学生及び法科大学院修了生に対する指導
 - イ 任命の翌年4月1日から司法試験の実施が終了するまでの間における、法科大学院修了生に対する指導
- 2 問題作成に従事する考査委員は、いかなる場合においても、任命から司法試験の実施が終了するまでの間に、司法試験受験生らに対し、出題の論点や題材について、示唆を与える結果となることのないよう、十分に留意する。
- 3 任期中、受験予備校、受験指導組織、司法試験受験を目的とするグループへの関与は行わない。
- 4 任期中及び任期後にわたり、考査委員として問題作成・採点等に従事した司法試験の論文式試験について、その解答作成方法を指導したり、作成された解答を採点・添削指導したりすることはしない。

また、考査委員として問題作成・採点等に従事した司法試験の論文式試験に関して言及する場合に、出題の趣旨等公表された情報を超えて、問題作成・採点等に従事した考査委員にしか知り得ない秘密情報が、特別に提供されたのではないかという疑念を抱かせることのないよう十分に留意する。